# **９　医療**

## **９－１　後期高齢者医療制度の概要**

　現在、７５歳以上の高齢者の医療保険制度については、後期高齢者医療制度により運営されている。

　後期高齢者医療制度については、旧老人保健制度の抱えていた、現役世代と高齢者世代の負担が明確でないことや保険料の決定（医療保険者）と運営主体（市町村）が異なるために制度運営の責任があいまいであることなどの問題点に対して、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平で分かりやすいしくみを図る観点から、平成２０年４月から施行されている。

　後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が担っている。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 後期高齢者医療制度 |
| 対象者 | ①　７５歳以上の者  ②　６５歳～７４歳で一定の障害のある者  （任意加入） |
| 保険料 | 被保険者である高齢者一人ひとりが後期高齢者医療保険料を負担 |
| 運営主体 | 後期高齢者医療広域連合 |
| 窓口負担金 | 後期高齢者医療の窓口負担は一般所得者等：１割、一定以上所得者：２割、現役並み所得者：３割で、毎月の医療費の負担額が自己負担額を超えた場合には高額療養費を支給するしくみがある。 |
| 財源 | ・公費負担　５割  （国：県：市町村＝４：１：１）  ・各医療保険者からの拠出金　４割  ・被保険者の保険料　１割 |

## **９－２　富山県における後期高齢者医療被保険者数等の状況**

1. 後期高齢者医療被保険者数 （令和６年３月31日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 75歳以上 | 192,248人 |
| 65～74歳（任意で障害認定を受けた方） | 5,535人 |
| 計 | 197,783人 |

1. 重度心身障害者等医療費受給対象者数 （令和６年３月31日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 65～69歳（軽度）医療対象者 | 850人 |
| 65歳以上一部負担金還付該当者 | 20,151人 |
| 計 | 21,001人 |